

## 日団協基準 「S労-001-2022」 安全データシート（SDS）様式改正（2022.2.18改正）

日本LPガス団体協議会

### 【ポイント】



- ①今般の改正では、既存SDS標準様式の12種を3種に集約し、LPガス取扱者にとってより活用しやすいよう改正しました。
- ②厚生労働省の指導により、**イソブタンの特定標的臓器毒性（単回ばく露：循環器系）及びノルマルブタンの特定標的臓器毒性（反復ばく露：中枢神経系）**に係る**根拠データを追記、その他各種情報を更新**しました。
- ③冬季・地域に応じて、プロパンの凍結防止剤としてメタノールを微量添加しているため、**メタノールについて追記**しました。
- ④プロパン中の**プロピレン濃度**を労働安全衛生法に準拠し**変更**しました。



### 【改正前：12種】

（単位：重量%）

名称	プロパン	イソ・ノルマルブタン
様式1 液化石油ガス	90%以上 100%未満	0%以上 10%未満
様式2 液化石油ガス	80%以上 90%未満	10%以上 20%未満
様式3 液化石油ガス	70%以上 80%未満	20%以上 30%未満
様式4 液化石油ガス	60%以上 70%未満	30%以上 40%未満
様式5 液化石油ガス	50%以上 60%未満	40%以上 50%未満
様式6 液化石油ガス	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満
様式7 液化石油ガス	30%以上 40%未満	60%以上 70%未満
様式8 液化石油ガス	20%以上 30%未満	70%以上 80%未満
様式9 液化石油ガス	10%以上 20%未満	80%以上 90%未満
様式10 液化石油ガス	0%以上 10%未満	90%以上 100%未満
様式11 液化石油ガス	99%以上	—
様式12 液化石油ガス	—	99%以上

### 【改正後：3種】

（単位：重量%）

名称	プロパン	イソ・ノルマルブタン
様式 プロパン・オートガス	90%以上 100%未満	0%以上 10%未満
様式 ブタン・オートガス	0%以上 10%未満	90%以上 100%未満
様式 ミックスガス・オートガス	0%以上 100%未満	0%以上 100%未満

### \* 交付通知対象者とは

- ①高圧ガス保安法適用LPガス製造、販売（同業者への販売含む）又は消費事業者
- ②高圧ガス保安法第3条（適用除外）に該当するLPガス消費事業者
- ③液化石油ガス法適用LPガス販売事業者
- ④液化石油ガス法適用LPガス業務用消費者（個人の業務用消費者除く）
- ⑤LPガスを燃料とする自動車を使用する運送会社
- ⑥ガス事業法適用事業者
- ⑦労働安全衛生法第31条の2に適用されるLPガス製造又は取扱う設備の改造その他作業を実施・請負う事業者

### \* 留意点

様式ミックスガス・オートガスは集約されているため、供給しているLPGがどの成分構成に該当するか、添付-1（裏）の該当品欄を利用して明確にして下さい。併せて、SDS交付記録にも反映させて保管をお願いします。

交付者の皆様へ（裏）

様式ミックスガス・オートガスに係る危険有害物質の重量比

（添付－１）

該当品 (○印)	重 量(%)						
	プロパン	ブタン	ペンタン (注1)	エタン+ エチレン (注2)	プロピレン (注2)	ブチレン (注1)	メタノール (注2)
	90%以上～100%未満	0%以上～10%未満	0.3%未満	3.4%未満	10%未満	0.2%未満	0.24%未満
	80%以上～90%未満	10%以上～20%未満	0.6%未満	3.0%未満	8.3%未満	0.5%未満	0.22%未満
	70%以上～80%未満	20%以上～30%未満	0.9%未満	2.6%未満	7.2%未満	0.7%未満	0.19%未満
	60%以上～70%未満	30%以上～40%未満	1.2%未満	2.2%未満	6.1%未満	0.9%未満	0.17%未満
	50%以上～60%未満	40%以上～50%未満	1.4%未満	1.8%未満	5.1%未満	1.1%未満	0.15%未満
	40%以上～50%未満	50%以上～60%未満	1.6%未満	1.5%未満	4.1%未満	1.3%未満	0.12%未満
	30%以上～40%未満	60%以上～70%未満	1.9%未満	1.1%未満	3.2%未満	1.5%未満	0.10%未満
	20%以上～30%未満	70%以上～80%未満	2.1%未満	0.8%未満	2.3%未満	1.6%未満	0.07%未満
	10%以上～20%未満	80%以上～90%未満	2.3%未満	0.5%未満	1.5%未満	1.8%未満	0.05%未満
	0%以上～10%未満	90%以上～100%未満	2.5%未満	0.3%未満	1%未満	1.9%未満	0.02%未満

（注1）ブタン濃度の内数

（注2）プロパン濃度の内数

（注3）黄色網掛部が、安衛法にてSDS交付が規定されている濃度以上に該当（「エタン+エチレン」は、全て「エチレン」と仮定）

（注4）実際に供給しているLPGの成分構成に応じ、該当品欄に○印で明示するとともに、交付記録にも反映させる。

オートガス成分構成が夏冬で異なる場合、当該2つの該当欄に、「夏」「冬」と明示する。

## 日団協基準 「S労-001-2022」 安全データシート（SDS）様式改正（2022.2.18改正）

【SDSとは】 \*厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より引用 [職場のあんぜんサイト：SDS\(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

- ① SDSとは、安全データシート（Safety Data Sheet）の略語です。
- ②これは、化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書です。
- ③ SDSに記載する情報には、製品中に含まれる化学物質の名称や物理化学的性質の他、危険性、有害性、ばく露した際の応急措置、取扱方法、保管方法、廃棄方法などが記載されます。



【今回改正するポイントとは】

- ①厚生労働省の指導により、イソブタン・ノルマルブタンの分類根拠データ等を追記、修正しました。
  - ②プロパンの凍結防止剤として使用しているメタノールについて追記しました。
  - ③プロパン中のプロピレン濃度を労働安全衛生法に準拠し変更しました。
- ⇒ リスクアセスメント（注）の実施及び記録をお願いいたします。



【リスクアセスメントとは】 \*厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より引用 [職場のあんぜんサイト：リスクアセスメント\(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

リスクアセスメントとは、事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいい、事業者は、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じる必要があります。



# SDS改正に係るQ & A（交付者用）

## SDS交付者関係

Q 1 なぜ今回改正されたのか？

A 1 従来、日本LPガス団体協議会（以下、日団協）の技術基準において、SDSは液化石油ガス様式1～12の12種あったが、種類が多く、SDS更新時、作成者および交付者、また、受領者にとって分り難かったため、今般3種に統合しました。

Q 2 なぜイソブタン・ノルマルブタンの根拠データやメタノールが追記されたのか？

A 2 日団協SDS様式3種への統合に併せ記載内容を見直し、SDSを所管する厚生労働省 化学物質対策課に相談した結果を踏まえ、当該データや項目を記載することとしました。

※メタノール：冬期、供給地区によって凍結防止剤としプロパンに添加

Q 3 なぜ新様式3種ともオートガスが連名になっているのか？

A 3 オートガスは、時期や供給地区によって、プロパンとブタンの混合比率が異なり、プロパン、ブタンとも0～100%何れかです。納入するオートガスにより、プロパン、ブタン、ミックスの何れかに該当するため、各3種ともオートガスを連名にしました。

# SDS改正に係るQ & A（交付者用）

## SDS交付者関係

Q 4 新様式を1種に統一できなかったのか？

A 4 当初LPガス1種への統一を考えていましたが、SDS受領者が、実際に使用しているLPガスがプロパン、ブタン、ミックスの何れか3種であることを再認識でき、活用しやすい3種としました。

Q 5 旧様式を新たに交付してもよいか？いつから新様式を使う必要があるのか？

A 5 今後、新たに交付する場合、新様式を活用ください。

Q 6 新様式の交付期限は？旧様式はいつまで有効なのか？

A 6 2022年5月24日です。新様式は日本産業規格（現行JIS Z 7252及びZ 7253）に基づく記載であり、JIS改正に伴う経過措置期限として当該年月日が規定されています。

Q 7 交付、記録しない場合、罰則はあるのですか？

A 7 罰則は設けられていませんが、法律違反になることに変わりはなく、行政指導の対象となります。

Q 8 SDS改正に伴い、LPG容器へのラベル表示も変更するのですか？

A 8 新ラベルは若干変更していますが、既に貼付済のラベルはそのまま利用できます。新たにラベルを添付する場合は、新ラベルを活用ください。

# SDS改正に係るQ & A（利用者用）

## SDS利用者関係

Q 1 そもそもSDSとは何ですか？どう活用するのですか？

A 1 SDSとは「Safety Data Sheet」の頭文字から呼ばれています。以前はこれに「Material」がついたMSDSと呼ばれていました。そもそも化学品を現場において安全に取扱うための情報として提供されるものです。化学物質個々の危険有害性だけでなく、製品（混合物）としての危険有害性を作業者に周知することで、化学品事故を未然に防ぐ目的があります。

Q 2 SDSの保管期限は決まりがあるのですか？

A 2 LPガスを実際に取り扱う場合、作業者が、常に最新のSDSを確認できるよう保管する必要があります。

Q 3 リスクアセスメントとは何ですか？どの様に実施し、記録は必要ですか？

A 3 リスクアセスメントは、職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法です。具体的には、事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の検討および実施、結果を記録する必要があります。

# SDS改正に係るQ & A（利用者用）

## SDS利用者関係

Q 4 リスクアセスメントは実施頻度はルール化されていますか？

A 4 日本LPガス団体協議会の技術指針より抜粋

### ①法的義務

- 1) LPガスを原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき  
→容器充填所やオートガススタンドを新規に開設した場合や、工業用・業務用で新たにLPガスを供給する場合など。
- 2) LPガスを製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき  
→容器充填所で新たにバルクローリ出荷設備を設置した、機械式充填機を電子式充填機に更新した場合など。
- 3) 対象物に危険性または有害性などに変化が生じたか、生じるおそれがあるとき  
→LPガスの新たな危険有害性がSDSなどにより提供された場合など。

### ②指針による努力義務

- 1) 労働災害発生時
- 2) 過去のリスクアセスメント以降、リスクの状況に変化があったとき
- 3) 過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき

# SDS改正に係るQ & A（利用者用）

---

## SDS利用者関係

Q 5 リスクアセスメントを実施、記録しない場合、罰則はあるのですか？

A 5 罰則は設けられていませんが、法律違反になることに変わりはなく、行政指導の対象となります。